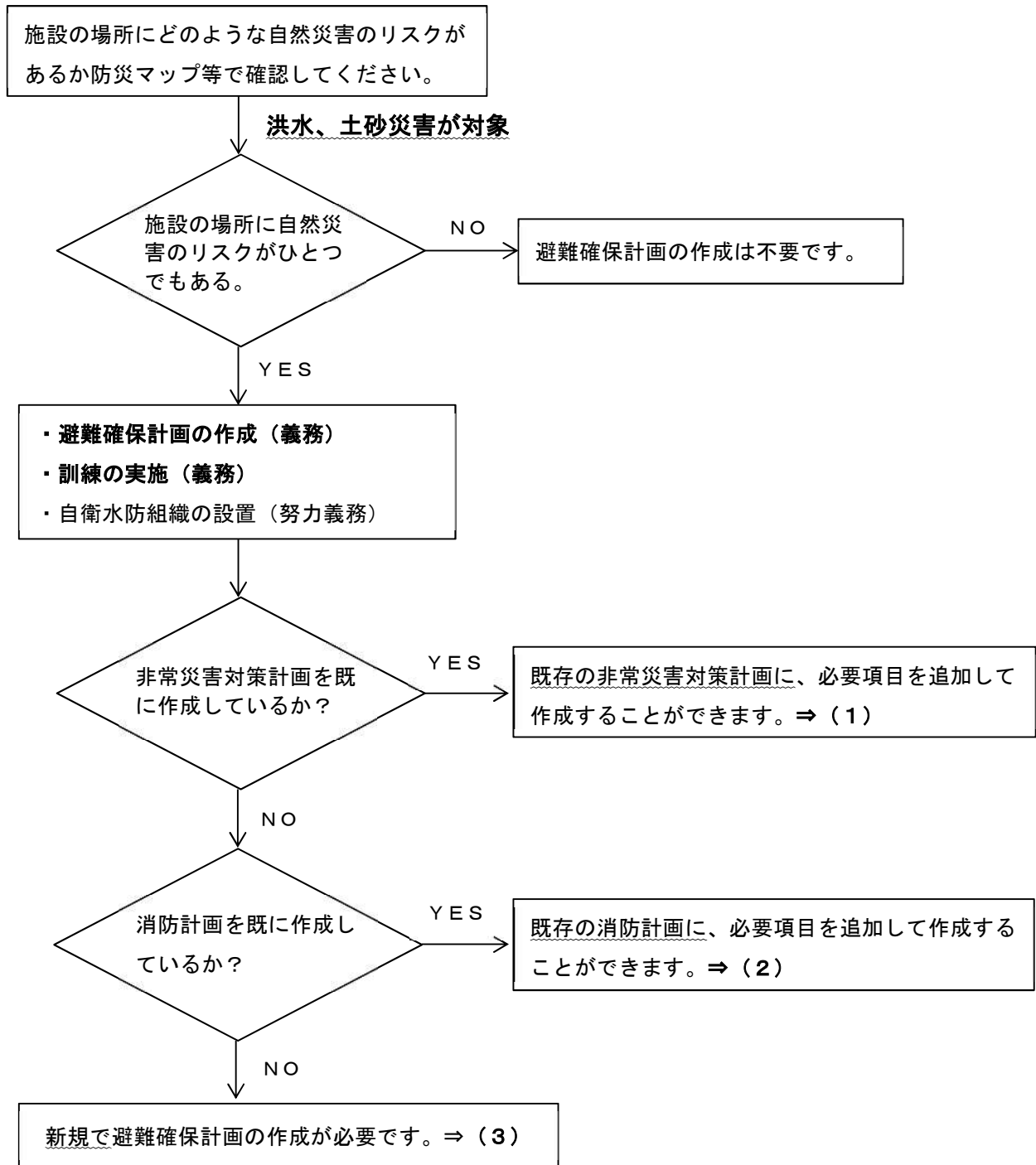


◆避難確保計画の作成検討フロー

以下のフローを参考に避難確保計画の作成が必要かどうか、また作成が必要な場合は、作成の方法についてご確認ください。



※いずれかの方法により作成した避難確保計画は西宮市へ提出する義務があります。

※消防計画を修正する場合は、別途、所轄の消防署へ修正した消防計画の提出が必要です。

【資料9-2】

（1）非常災害対策計画に必要項目を追加する場合

「計画で定めるべき項目」の下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を追加することで、避難確保計画を作成したとみなすことができます。西宮市ホームページに掲載の「非常災害対策計画に追加する場合」をご参照ください。

	非常災害対策計画	避難確保計画
計画で定めるべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の立地条件 ・災害に関する情報の入手方法 ・災害時の連絡先及び通信手段の確認 ・避難を開始する時期、判断基準 ・避難場所 ・避難経路 ・避難方法 ・災害時の人員体制、指揮系統 ・関係機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の目的 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集及び伝達 ・避難の誘導 ・避難確保を図るための<u>施設の整備</u> ・<u>防災教育及び訓練の実施</u> ・自衛水防組織の業務（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

【参考にする手引き】

- 洪水・内水・高潮：要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）
 （平成29年6月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）
- 土 砂 災 害：要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き
 （平成29年6月 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）

（2）消防計画に必要項目を追加する場合

以下の項目を追加することで、避難確保計画を作成したとみなすことができます。西宮市ホームページに掲載の「消防計画に追加する場合」をご参照ください。

洪水	土砂災害
計画の目的	計画の目的
防災体制	防災体制
避難誘導	避難誘導
避難の確保を図るための施設の整備（資器材等）	避難の確保を図るための施設の整備（資器材等）
防災教育及び訓練の実施	防災教育及び訓練の実施
自衛水防組織の業務に関する事項 （※自衛水防組織を設置する場合に限る）	

（3）新規で避難確保計画を作成する場合

西宮市ホームページに掲載の「新規作成用ひな形」等を参考に避難確保計画を作成してください。